

# 新型コロナウイルスの感染症拡大防止、経済対策等に関する要望書

各種団体名	一般社団法人 熊本県歯科医師会 熊本県歯科医師連盟
-------	------------------------------

要望の趣旨	要望の具体的内容
1. 感染予防用品の不足	<p>4月6日厚生労働省発出の「歯科医療機関における新型コロナウイルス感染拡大防止のための院内感染対策について」では、歯科診療実施上の留意点として、新型コロナウイルスについては、飛沫感染が主体と考えられており、標準予防策に加え、接触感染予防策、飛沫感染予防策が必要である。とされている。また、2020年3月にはニューヨークタイムスでも感染リスクが最も高い職業に歯科医師が挙げられたように、日常臨床の感染防御は必須となっている。</p> <p>しかしながら、感染防止に必要なマスク、グローブ、消毒用エタノール、エプロン、ガーゼ、ガウンなどはほぼ入手が困難な状態となっており、公的な支援は頂いているものの、量数は僅かで、しかも配布の報告や配布先の限定なども制約されて、有効配布ができていない状況である。病院歯科も含め、歯科医療現場では、感染予防関連用品が手に入らず、節約やリユースなどを行わなければならなくなっており、十分な感染防御ができない状況となっている。そのため、感染を恐れ、休診する歯科医院も出てきている状況ある。感染予防関連用品は医療優先となっていることは、十分理解しているが、このままでは、歯科医療提供体制までも崩れていく恐れもある。なかでも、病院歯科では、歯科・歯科口腔外科において、新型コロナウイルスが発生した場合には、病院全体の機能が停止してしまう恐れがあるにもかかわらず、N95 マスクは歯科医療従事者1に対し1枚のみ、その他の感染予防関連用品は配給が止まる恐れがあるなどとなっている状況である。</p> <p>医療機関全体の要望による、公的支援は医科優先となっており、感染予防用品に関して、歯科医療機関、特に病院歯科には優先的に、対策を取っていただきたく要望する。</p>
2. 歯科医療機関への感染対策への支援（診療報酬の担保）	<p>歯科医療機関では常に標準的予防策をとり、感染の有無にかかわらず、全ての患者を対象に感染予防につとめているところであるが、市中感染が広がってきている現在、発熱などの症状のない患者でも、ウイルスを保持している可能性があり、標準予防策以上に徹底した感染対策が必要となってきた。具体的には、接触感染予防、飛沫感染予防として、フェイスガードの使用やガウンなど、日常診療以上に頻回に必要になってくる。さらに診療機器や周辺環境の消毒などにつかう薬剤なども、使用料が平時に比べると相当多くなってきている。診療報酬制度では『歯科点数表の初診料の注1に規定する施設基準（歯初診）』があり、歯科診療時の院内感染対策としての装置・器具の設置などの取り組みを行っている施設にて算定できる施設基準があるが、平時よりも感染対策費がかさんでいる状態が続いている。さらに、施設基準を満たしていない歯科医療機関においては、感染予防に対する費用が診療報酬では賄えない状況もある。そこで、感染対策に関して、歯科診療報酬のさらなる担保を要望する。</p>

<p>3. 休業補償制度の条項見直しに関する保険会社への要望</p>	<p>各保険会社の休業補償制度は、現在診療所の管理者である歯科医師が感染したときに、休業した場合のみ休業補償の対象となっている場合がほとんどである。しかしながら、歯科医師が感染疑いの場合や、発熱など疑わしい症状がでた場合に、自主的に休業した場合は対象外となっている。さらに、従業員が感染した場合も、患者や他の従業員との接触状態によって、休業せざるを得ない場合もあり、そのときも一般的な休業補償の対象とはならない。万一休業補償がでない状況での、休業となった場合には、体力のない歯科診療所は経営が悪化してしまう。現在多くの借り入れ制度もでてきているが、開業して間もない歯科医院はすでに借入金があり、さらなる追加融資を受けた場合、返済が困難となる場合も予想される。よって、新型コロナウイルス感染の影響による休業補償に係る火災保険や動産総合保険等の関係特約条項の解釈や適用について、必要な措置を要望する。</p>
<p>4. 歯科衛生士養成、歯科技工士養成等、各学校への対応について</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の対応により、授業開始日が大きくずれ込んでいる。今後の状況によっては、さらに休講や、実習中止もありうるが、これら実施機関が例年に比べて短縮された場合であっても、養成校等において、必要な単位もしくは時間を履修し、または当該学校養成校を必要な単位もしくは時間を履修して卒業したものについては、従来どおり、医療職種国家試験の受験資格が認められることを要望する。</p>
<p>5. 地域医療介護総合確保基金における令和2年度事業及び令和3年度事業に関する要望</p>	<p>令和2年度事業に関しては、年度末に新型コロナウイルス感染症による影響で多くの事業が実施できない状態となった。これら事業について、次年度に延期するものも多いと思われるが、提出する計画書や予算書等に関して、は柔軟な対応をお願いしたい。さらに令和3年度新規事業の提案依頼がきているが、新型コロナウイルス感染症の影響がいつまで続くのか予想できないことや、前年度事業の継続実施の予定も立てられない状況のため、前年度事業の実施と合わせて、新規事業提案期限などについても、勘案頂きたい。</p>

4/28 までに提出願います。

自由民主党熊本県支部連合会

TEL : 096-384-6666

FAX : 096-384-6669

▶ アドレス : [sin@jimin-kumamoto.com](mailto:sin@jimin-kumamoto.com)

※シン@ジミン-クマモト.コム